

第1章 計画の基本的事項

2019年11月 本県の次期環境基本計画の長期目標として「温室効果ガス排出量2050年実質ゼロ」を掲げる旨表明
 2021年2月 いわて気候非常事態宣言
 2021年3月 「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」策定
 2021年5月 地球温暖化対策推進法が改訂され、2050年カーボンニュートラル宣言が基本理念として位置付け
 2021年10月 国の地球温暖化対策計画の目標として、2030年度の温室効果ガス46%減(2013年度比)が決定

これらの動きに加え、①再生可能エネルギーに関する本県のポテンシャルが高いこと、②昨今の物価高騰に伴って企業・県民の省エネルギーに対する関心が高まっていることなどを踏まえ、**温室効果ガスの削減割合の目標引上げを含め、「第2次岩手県地球温暖化対策実行計画」の改訂を検討**

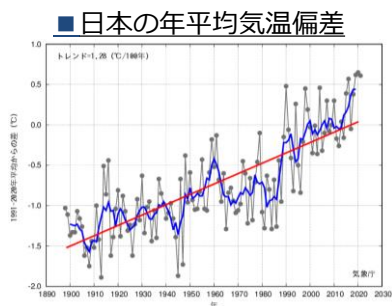
◆計画期間:令和3(2021)年度～令和12(2030)年度

第2章 本県の地域特性

- **自然的、社会的特性:** 広大な県土…世帯当たりの自家用車保有台数全国17位…次世代自動車導入低水準、年平均気温低…世帯光熱費高水準…高効率な省エネルギー機器所有低水準
- **地域資源**
 風力、地熱は全国的にも賦存量に恵まれた地域
推定利用可能量:風力2位(209億kWh)、地熱2位(11億kWh)

第3章 地球温暖化の現状と課題

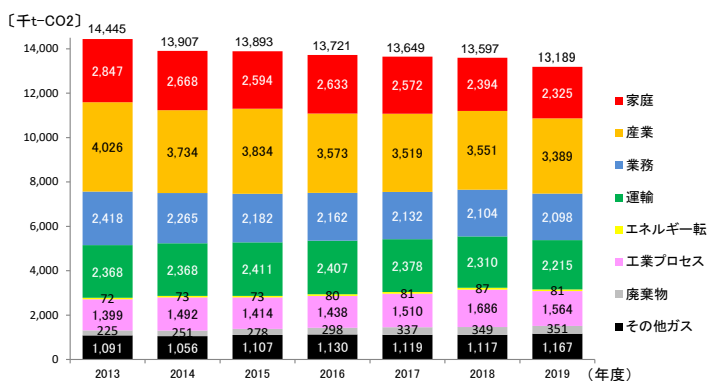
温室効果ガスの増加に伴う気温上昇による気候変動・気象災害が顕著であり、温室効果ガス排出量の削減は喫緊の課題
 世界の気候が非常事態に直面しているという認識の下、2021年2月「いわて気候非常事態宣言」を发出



■世界平均気温
 100年当たり0.73℃の割合で上昇
 ■日本平均気温
 100年当たり1.28℃の割合で上昇
 ■岩手県
 100年当たり1.8℃(盛岡) 0.7℃(宮古) 2.4℃(大船渡)の割合で上昇

第4章 温室効果ガス排出量等の現況と将来予測

■温室効果ガス排出量の推移



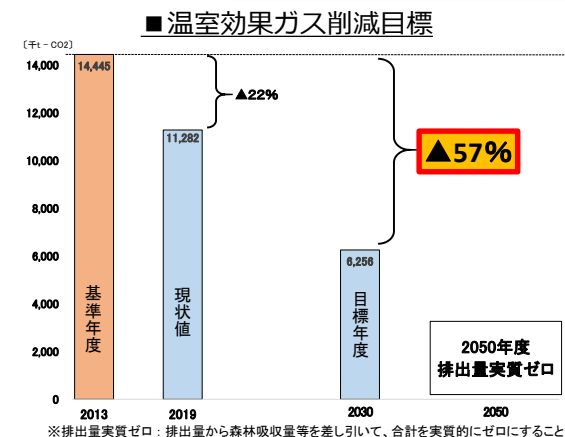
第5章 計画の目標

■目指す姿

省エネルギーと再生可能エネルギーで実現する豊かな生活と持続可能な脱炭素社会

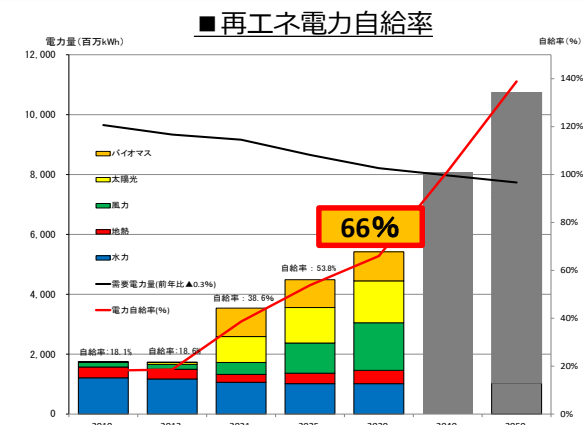
■目標 (2030年度)

温室効果ガス排出削減割合(2013年度比) 57% 再生可能エネルギー電力自給率 66%、森林吸収量1,416千t



■温室効果ガス削減量

	目標値		(参考) 現行計画
	削減量 (千t-CO2)	削減割合	
削減対策等	▲6,774	▲47%	▲32%
うち、再エネ導入	▲1,040	▲7%	▲7%
森林吸収	▲1,416	▲10%	▲9%
合計	▲8,189	▲57%	▲41%



第6章 目標の達成に向けた対策・施策

▶各主体の自主的な取組の促進 ▶地域特性を生かした取組 ▶地域経済や生活等の向上 ▶グリーントランスフォーメーション推進 ▶SDGs

省エネルギー対策の推進

家庭における省エネルギー化

住宅等の省エネ化、省エネ性能の高い設備・機器の導入促進、エネルギーの効率的な使用促進

産業・業務における省エネルギー化

省エネ性能の高い設備・機器や再エネ設備の導入促進、環境経営等の促進

運輸における省エネルギー化

公共交通の利用促進、次世代自動車普及促進、物流の環境負荷低減

再生可能エネルギーの導入促進

着実な事業化と地域に根ざした再生可能エネルギーの導入

導入量拡大、関連産業への参入支援、地域環境への配慮

自立・分散型(地産地消)エネルギーシステムの構築

エネルギーの地産地消の推進、環境付加価値の活用

水素の利活用推進

調査研究・実証事業、水素関連製品導入支援

多様な手法による地球温暖化対策の推進

温室効果ガス吸収源対策

持続可能な森林整備、ブルーカーボンの推進

廃棄物・フロン類等対策

廃棄物の発生抑制・リサイクル、フロン類排出抑制

基盤的施策の推進

県民運動、分野横断的施策、県の率先的取組、環境学習

県の率先的取組

目標 県の事務事業における温室効果ガス排出削減割合(2013年度比)60%

業務活動の省エネ化、施設・設備の省エネ化、再エネの導入、再エネ電力使用の推進

第7章 気候変動への適応策

■気候の現状と将来予測

100年で1.8℃上昇、10年当たり夏日1.6日増(盛岡)、冬日2.4日減(盛岡)、大雨頻度増

■適応策

農林水産業

環境変化に対応した果樹の新品目の導入

自然災害

降雨量の増加等を考慮した治水計画の検討

健康

熱中症予防の普及啓発と注意喚起 等

基盤的施策の推進

- ▶地域気候変動適応センターの設置
- ▶県民理解の促進
- ▶国・大学・研究機関等との連携による情報収集・提供等

第8章 各主体の役割と計画の推進

■県の役割

県内の地球温暖化対策の総合的な実施市町村、事業者等の取組の支援

■市町村の役割

区域の地球温暖化対策の総合的な実施

■県民の役割

日常生活における省エネ活動の取組環境に配慮した消費生活の実践

■事業者の役割

環境負荷の少ない製品の製造・開発事業所における温室効果ガス排出の抑制

■教育機関等の役割

地球温暖化等に関する学ぶ機会の提供

計画の推進

県内各組織、団体との連携・協働を強化し、全県的に各種施策を展開
 ▶「温暖化防止いわて県民会議」を中核とした連携・協働体制の強化
 ▶再エネの促進区域の設定や脱炭素先行地域の提案等を担う県内市町村との連携体制構築に向けた「県市町村GX推進会議」の創設
 ▶「岩手県地球温暖化対策推進本部」における計画の推進、進行管理体制の強化